

はじめに - 基本的な考え方 -

宇治市は、源氏物語にも描かれた宇治川や、世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を宇治市のシンボル景観と位置づける一方、「市内すべてを美しく」という考え方のもとに、平成14年3月に「宇治市都市景観条例」を施行しました。それに基づいて「宇治市都市景観形成基本計画」を策定し、大規模建築物等誘導基準に基づき、一定規模以上の建築物等について、色彩・デザイン等の指導・助言を行ってきました。

しかし、都市景観条例に基づく行為の届出勧告等の手法では強制力を伴わないことなどにより、自主的な取り組みには限界がありました。

こういった地方の状況を踏まえ、平成16年に良好な景観は国民共通の資産であるという基本理念のもとに、「景観法」が整備され、景観の意義やその整備・保全の必要性が明確に位置づけられました。「景観法」に基づき、平成17年に宇治市は景観行政の担い手として「景観行政団体」となり、よりいっそう景観行政を進めるための基本的な計画として、平成20年4月に「宇治市景観計画」を策定しました。

宇治市は「景観法」及び「宇治市景観計画」を活用しながら、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然が渾然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民と協働で、快適でうるおいのある景観づくりを進めていきます。